

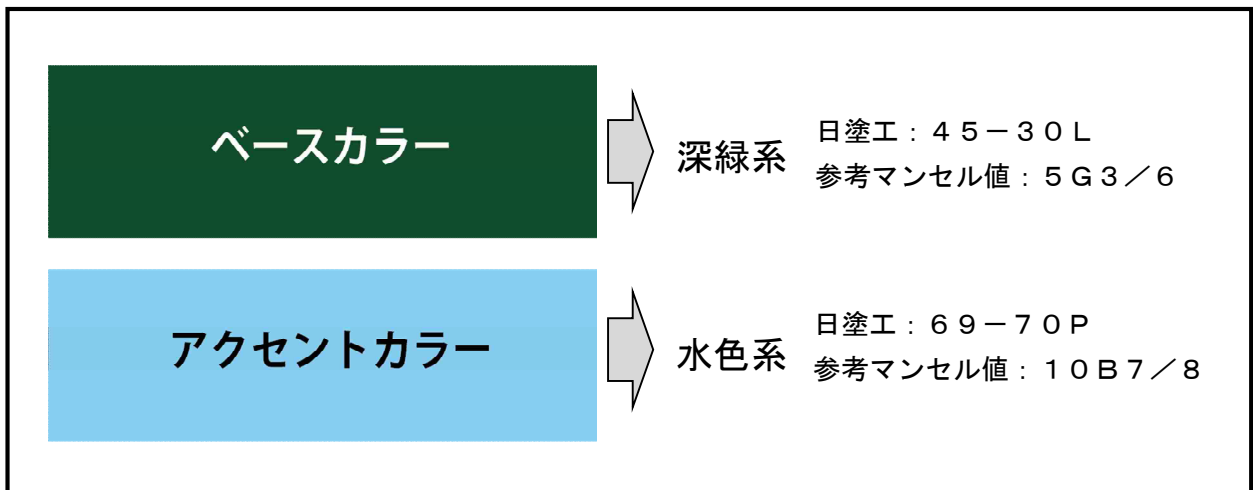
1章 公共サイン整備基準

1-1 共通基準

(1) 色彩基準

1) ベースカラー、アクセントカラーの選定

- 神栖らしさが感じられる公共サインとするため、「ベースカラー」及び「アクセントカラー」を使用。
- ベースカラーは「深緑系」、アクセントカラーは「水色系」。



※上記カラーについては、マンセル値等をもとにデータ的に作成したものであり、実際の作成時にはサンプル等で十分に確認した上で使用すること。

2) ベースカラー、アクセントカラーの使い方

- ベースカラーは、板面等に全面的に使用。
- アクセントカラーは、板面等の下部に効果的に配置。

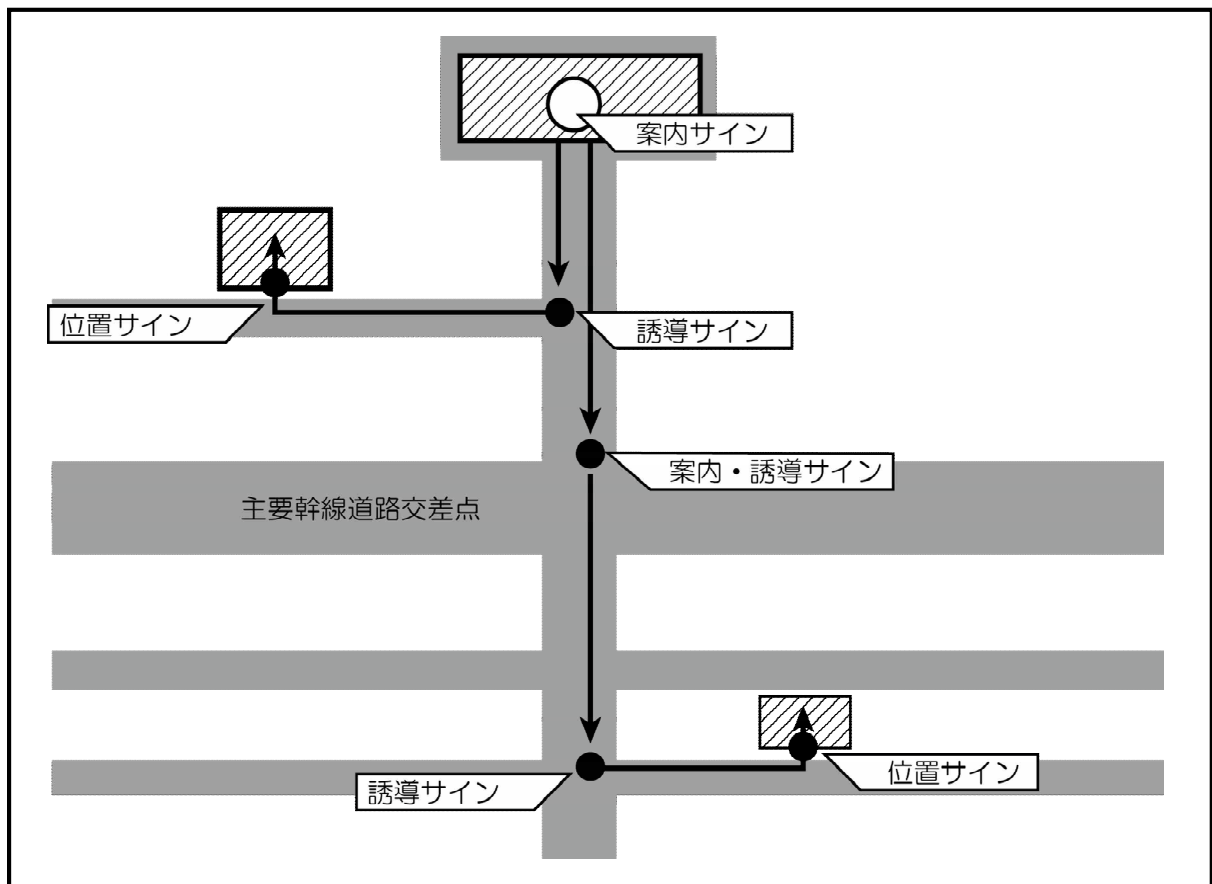


※市役所のピクトグラムは JIS 規格にありません。
これは、現在の庁舎の形を用いたオリジナルピクトです。

(2) 配置基準

- 歩行動線の起点や、必要に応じ分岐点である主要交差点に案内サインを設置。
- 行動起点から誘導対象施設までの分岐点において、誘導サインを設置。
- サインの設置にあたっては、歩行者や自動車等の移動に支障のないよう安全に十分配慮。
- 誘導対象施設に名称が明確に判断できる位置サインを周辺の景観との調和に配慮し設置。
- 誘導サイン、案内サインが至近距離に設置される場合は、サインと施設を一体的に配置。

■ 配置の基本パターン



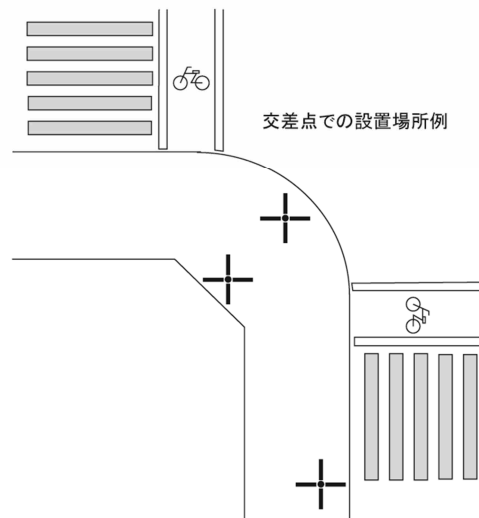
(3) 設置基準

- 目的施設への沿道及び主要な交差点（分岐点）あるいは交差点付近に設置。
- 既設の交通標識の視認性を阻害したり、地下埋設物と干渉したりしないような設置場所を選定。
- 歩行者が不安を感じることなく目的施設まで到達できるよう適切な間隔で配置。
- 歩道上の誘導サインは視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）のブロック端から 90 cm 以上離れた位置に設置。
- 必要に応じて、反射板・反射テープなどの安全対策を講じる。

■ 設置の具体例

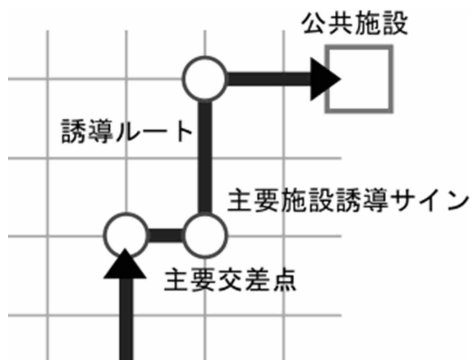
【交差点に設置する場合】

- ・主要な交差点の見やすい位置に設置する。その際視覚障害者誘導ブロックに配慮するほか、交通標識等の視認を妨げないように設置位置に十分配慮する。



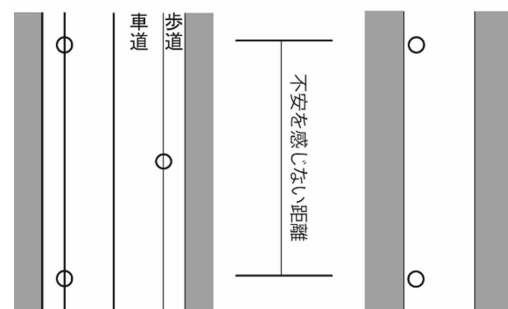
【主要交差点に連続して配置する】

- ・行動起点から目的施設までの分岐点にはできる限り分岐の度ごとに連続して誘導サインを設置する。



【誘導サインの設置間隔】

- ・一般に歩いて不安を感じない間隔で設置する。



(4) 表記基準

1) 書体

■ 原則として施設名等の書体は、和文、英文とも書体の統一。

■ 弱視者の方等に配慮した読みやすいフォントを採用。

＜ドライバー系文字・UD 新ゴ DB＞

・一定の移動スピードの中で視認しやすいよう、歩行者系文字よりも太くする。

＜歩行者系文字・UD 新ゴ M＞

・誘導サインの板面サイズや案内サインにおける情報量の多さなどを加味し、ドライバー系文字よりも細くする。

【使用書体の表示例】

＜ドライバー系＞

UD 新ゴ DB

神栖市役所

UD 新ゴ DB

Kamisu City Hall
ABCDEFGH abcdefg
1234567

＜歩行者系＞

UD 新ゴ M

神栖市役所

UD 新ゴ M

Kamisu City Hall
ABCDEFGH abcdefg
1234567

2) 言語表記

- 同一掲載面に多様な情報を掲載する必要があるサインを、直感的に見やすくするため日本語と英語の二カ国語表示を原則とする。
- 必要に応じて、できる限り多言語による表記を可能な範囲で追加するよう努める。

①日本語表記

- ・日本語の表記方法は、わかりやすい表現を行うために設定している。同一地点や同一施設が異なる表現とならないよう注意する。
- ・原則として国文法、現代仮名遣いによる表記を行う。固有名詞においてはこの限りではない。
- ・地名、歴史上の人名等読みにくい漢字には、ふりがなを付記する等配慮する。

■日本語の表記に関する基準

表記の基準	表記の例
正式名称の他に通称がある施設名は地域において統一した名称を使用する。	土合緑地 →いきいきらんど
表示面の繁雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で省略出来るものとする。	神栖市海浜運動公園 →海浜運動公園
紀年は西暦により表記する。必要に応じて日本年号も付記する。	2015 年(平成 27 年)

※各施設名等の具体的な表記方法は、「道路標識設置基準」を参照とすること。

②英語表記

- ・固有名詞はヘボン式ローマ文字より表記する。
- ・英語の表記方法は、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン（平成 26 年・観光庁）」及び「道路標識設置基準」等を踏まえ、以下のとおりとする。なお、施設管理者等が既に外国語表記を規定している場合は、施設管理者の考え方を優先する。

■英語の表記に関する基準

表記の基準	表記の例
固有名詞は、原則としてローマ字による発音どおりにする。	神栖 Kamisu
普通名詞は、原則として英語訳を標記する。	郵便局 Post Office
普通名詞部分を含む固有名詞は、原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、普通名詞部分は英語で表記する。	神栖中央公園 Kamisu Central Park
表示面の煩雑化を防ぐため、英語表記における“神栖市”は省略しても良い。ただし、前項のように固有名詞に“神栖”を含む場合はこの限りではない。	神栖市武道館 Budokan
スペース・視認性の観点等から略語を用いることが適当と考えられる場合は、英語圏で一般的に使われている略語に限り使用出来るものとする。	小学校→Elem.Sch. 中学校→J.H.Sch. 川→Riv.

【ヘボン式表記の一覧】

50音	あ	A	い	I	う	U	え	E	お	O
	か	KA	き	KI	く	KU	け	KE	こ	KO
	さ	SA	し	SHI	す	SU	せ	SE	そ	SO
	た	TA	ち	CHI	つ	TSU	て	TE	と	TO
	な	NA	に	NI	ぬ	NU	ね	NE	の	NO
	は	HA	ひ	HI	ふ	FU	へ	HE	ほ	HO
	ま	MA	み	MI	む	MU	め	ME	も	MO
	や	YA			ゆ	YU			よ	YO
	ら	RA	り	RI	る	RU	れ	RE	ろ	RO
	わ	WA	ゐ	I			ゑ	E	を	O

【その他の表記原則】

- 『ん』（撥音はつおん）は、n を使う。ただし、p・m・b という文字の前に『ん』が続く場合は m を使う。
- つまる音[促音]の『っ』を使う場合：『っ』の次の文字(子音)を2つ書いて表す。
- ウ段(う・く・す・つ・ぬ・ふ・む・ゆ・る) + 『う』は、u を1つ書かず、オ段(お・こ・そ・と・の・ほ・も・よ・ろ・を) + 『う』は、u を書かない。
- オ段(お・こ・そ・と・の・ほ・も・よ・ろ・を) + 『お』は o を1つ書かない。ただし、オ段(お・こ・そ・と・の・ほ・も・よ・ろ・を) + 『お』の次に文字が続かない場合は、oo となる。

【ヘボン式のつづり方ないローマ字表記】

しえ	sye
ちえ	che
つあ つえ つお	tsa tse tso
てい	thi
ふあ ふい ふえ ふお	fa fi fe fo
じえ	je
でい	di
でゅ	dyu
いえ	ye
うい うえ うお	wi we wo
くあ くい くえ くお	kwa kwi kwe kwo
つい	tsi
とう	twu
ぐあ	gwa
どう	dwu
うあ うい うゝ うえ うお	va vi vu ve vo
てう	tyu
ふゅ	fyu
うゅ	vyu

③英語以外の外国語表記

- ・外国人の居住者や来訪者が多いエリアについては、見やすい文字の大きさの確保を前提に、必要に応じて英語以外の外国語表記を取り入れることが望ましい。

3) 文字サイズ

- 高齢者および弱視者の方等誰にでも判読しやすいように、視認距離に応じた文字サイズを設定。
- 文字高は、和文高さ 1 に対して、英文等の高さを 0.5 の比率とする。

■和文と英文の文字サイズ（文字高）の比率



■サインに用いる文字の大きさの例（表示盤内の文字）

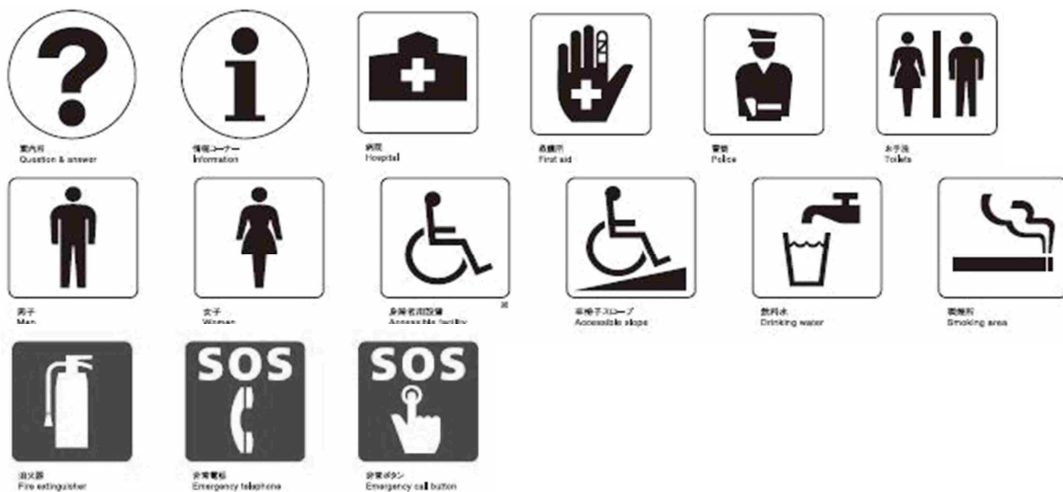
サイン種別		和文	英文
ドライバー系誘導サイン（国道沿線設置タイプ）F 型		250 mm	125 mm
ドライバー系誘導サイン（市街地幹線道路沿道設置タイプ）F 型		200 mm	100 mm
ドライバー系誘導サイン（歩行者兼用）I 型		250 mm	125 mm
案内サイン	①サイン種別表記部分	80 mm	40 mm
	②地図部分	10 mm	5 mm
	③凡例部分	20 mm	10 mm
歩行者系誘導サイン		50 mm	25 mm
位置サイン		80 mm	40 mm

※サイン面積が小さい場合や特に強調したい文字がある場合などは、その状況に応じて対応する。

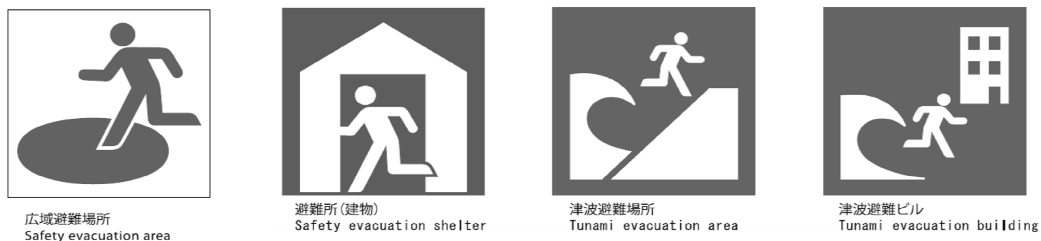
4) ピクトグラム

- ピクトグラム（案内用図記号）は、原則として JIS（日本工業規格）案内用図記号を使用。
- 広域避難場所等に指定されている主要な施設については、避難に関するピクトグラムも併記することが望ましい。
- JIS のピクトグラムが無い場合は、オリジナルピクトグラムの作成を検討する。

【JIS 規格によるピクトグラム例】



【ベースカラーとの関係において視認性に配慮したカラー】



【オリジナルピクトグラムイメージ】

- 神栖らしい公共サインの整備を図るため、必要に応じて施設の内容等を端的に表現した本市のオリジナルピクトグラムを作成し効果的な使用を検討



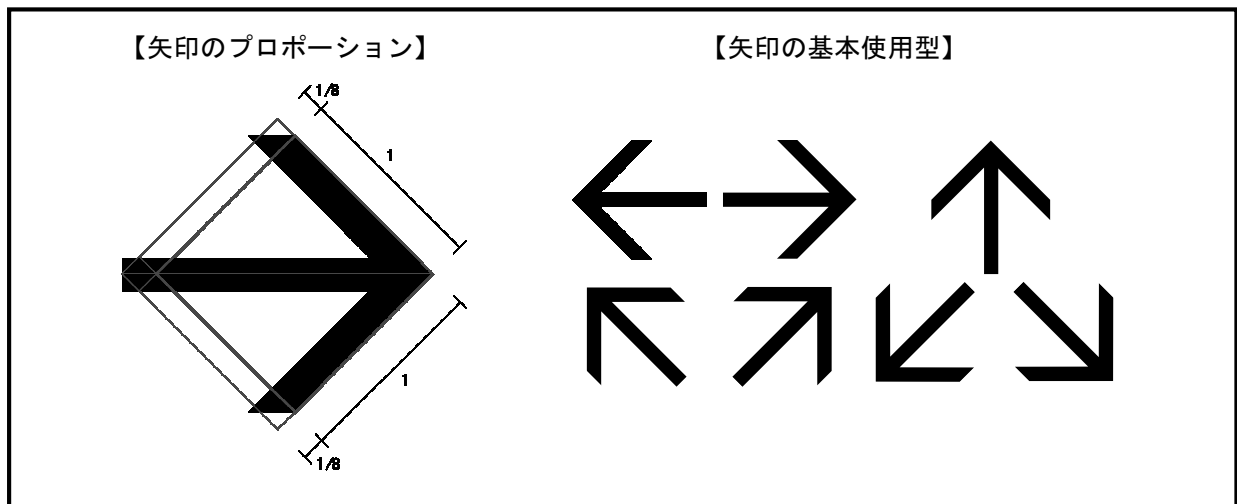
※オリジナルピクトグラムの作成に当たっては、『標準案内用記号ガイドライン』を考慮する。

5) 素材

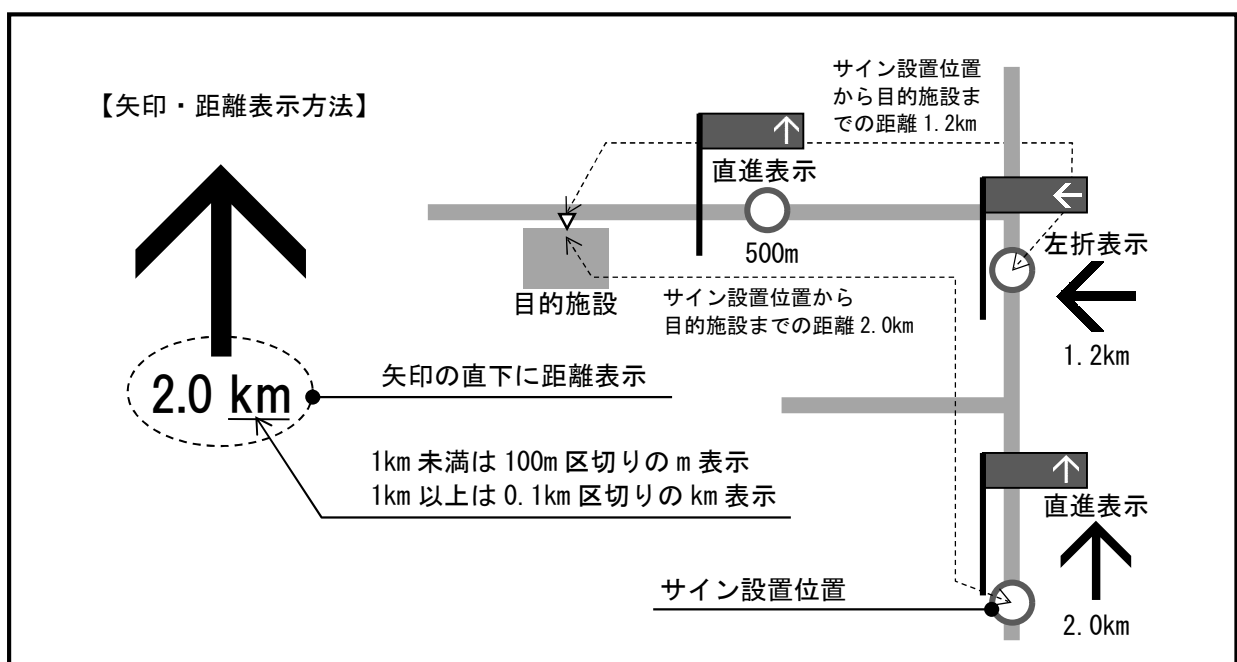
- 歩行者系サインはアルミ材を使用。
- ドライバー系サインはスチール材を使用。

6) 矢印・距離表示

- 交差点直近までは「↑」の直進矢印を記し、交差点直近では「→」、「←」など、曲がる方向の矢印を記す。
- 下向き矢印「↓」及び指示方向が折れた矢印は、原則として使用しない。



- 原則として、各種サインの設置位置から目的施設までの距離を表示。
- 表示位置は矢印の直下とする。
- 目的施設までの距離が1 km 未満は、原則として 100m区切りの「m」表示とし、1km 以上は、0.1km 区切りの「km」表示。



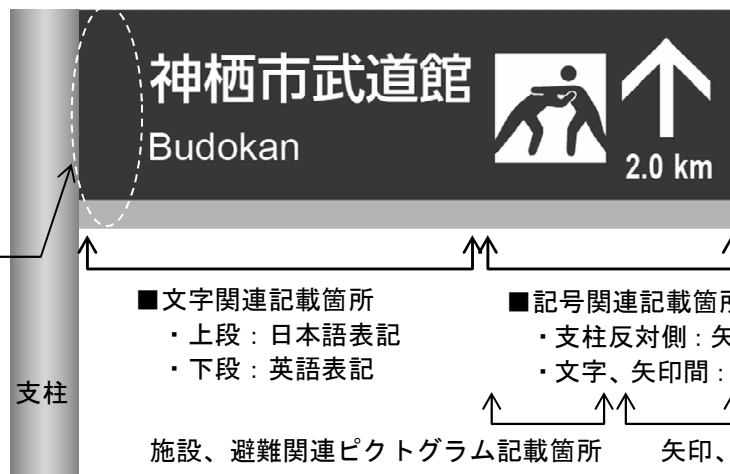
7) 板面レイアウト・サイズ

①誘導サイン

- 施設名（日本語、英語）、ピクトグラム、矢印、距離のみを表示。
- 歩行者系誘導サインにおいて、矢羽根 1 枚で表記しきれない場合は、矢羽根 2 枚分を使用し効率的に文字、ピクトグラム等を配置。
- 施設名称の長さにより、通常の文字間隔で一列表記が困難な場合は、文字の横幅を調節し、長体をかけたりできる限り一列で表記する。
- 適切な区切りにより二列表記を検討する。

【基本レイアウト】

- 支柱反対側へのサイン設置を想定し、文字記号ともに支柱から離してレイアウト



※支柱左側に設置する場合は、上記の逆順序でレイアウト

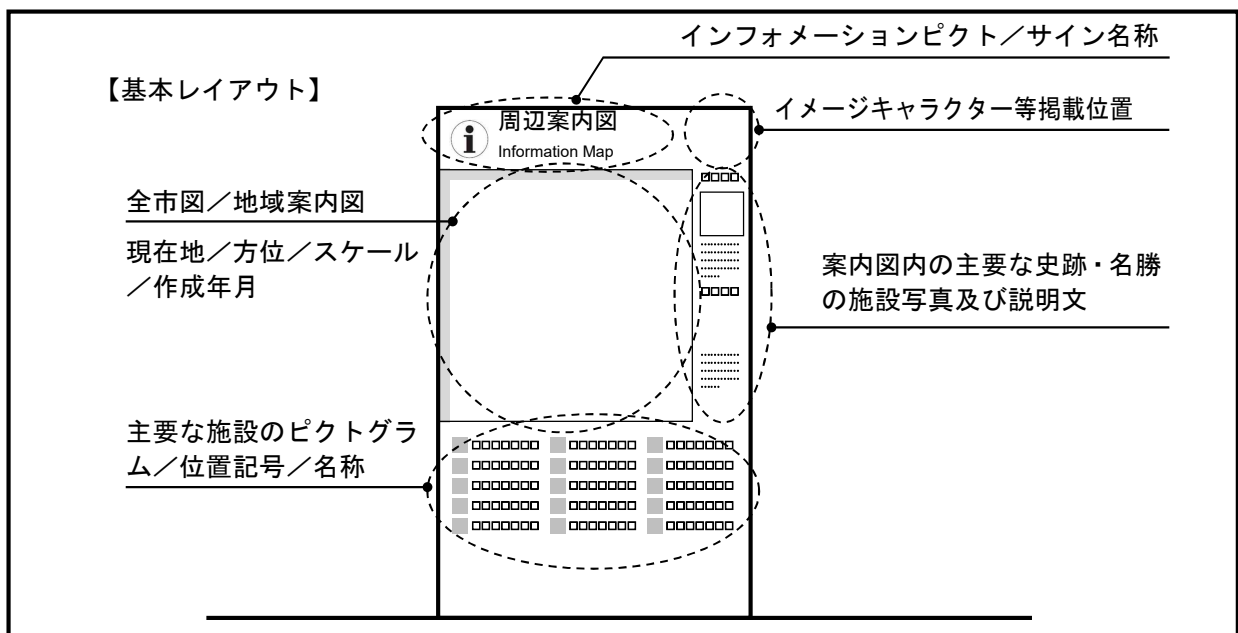
【長体、二列表記、矢羽根 2 枚使用レイアウト例】

- 矢羽根を 2 枚分使用する場合は、上段の矢羽根にはアクセントカラーは配置しない。



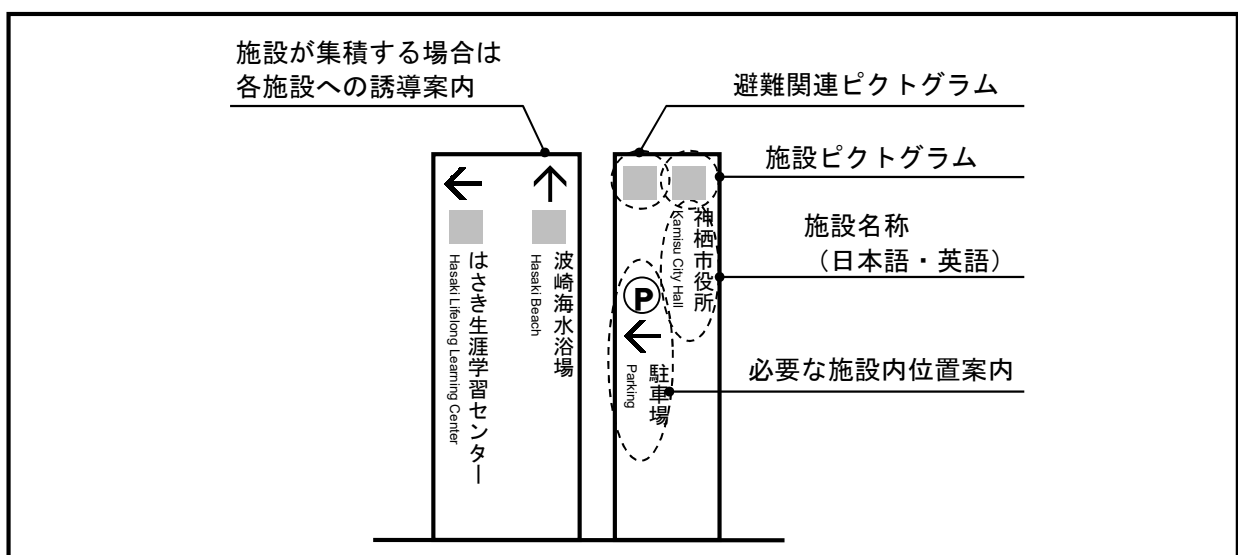
②案内サイン

- 1) 全市図… 神栖市の全域を表示するもの。
 - 2) 地域案内図… 現在地周辺の道路や施設の位置関係を表示するもの。
- 案内サイン：上記二種に応じた案内図等を見やすい位置に配置。
 - 案内図：案内範囲に応じた縮尺選定や、必要に応じ誘導サインの一体的レイアウトを検討。
 - 案内図右側に、必要に応じ史跡・名勝などの施設写真及び説明文を記載。
 - 企業広告やイメージキャラクター等上記以外の情報等は原則として記載しない。
 - 案内図右側に、必要に応じ史跡・名勝などの施設写真及び説明文を記載。
 - イメージキャラクター等を掲載する必要がある場合、右上端部に他の情報を妨げない適切な大きさに配置。



③位置サイン

- 施設の名称を明確に表示。
- 複数の案内施設が集積するような場合は、各施設への誘導案内も兼ねる。
- 必要に応じ施設敷地内施設の案内を表示。



8) 板形状

- 板面はできる限りシンプルな四角形状とする。



- ・ 掲載情報が全体的に把握しやすい
- ・ 文字レイアウト上おさまりが良く、どの文字等も欠けることがない

9) 支柱

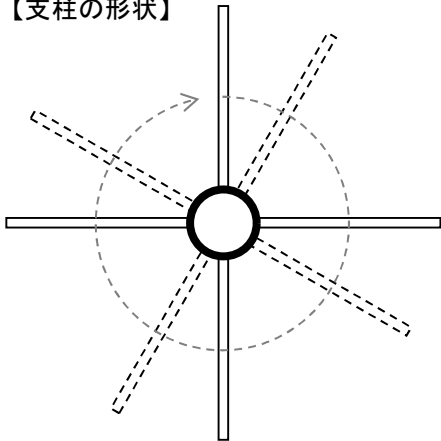
- 歩行者系サインについてはアルミ素材を生かした色、ドライバー系サインについては、歩行者系サインとの統一感のある塗装色。
- 支柱の形状については、円形状を基本とする。
- 支柱への衝突防止の注意喚起・安全対策にも十分に配慮した設計。

【支柱の色】



・ アルミ素材色を生かした支柱色イメージ例
(シルバーアルマイト+ツヤ消しクリア塗装)

【支柱の形状】



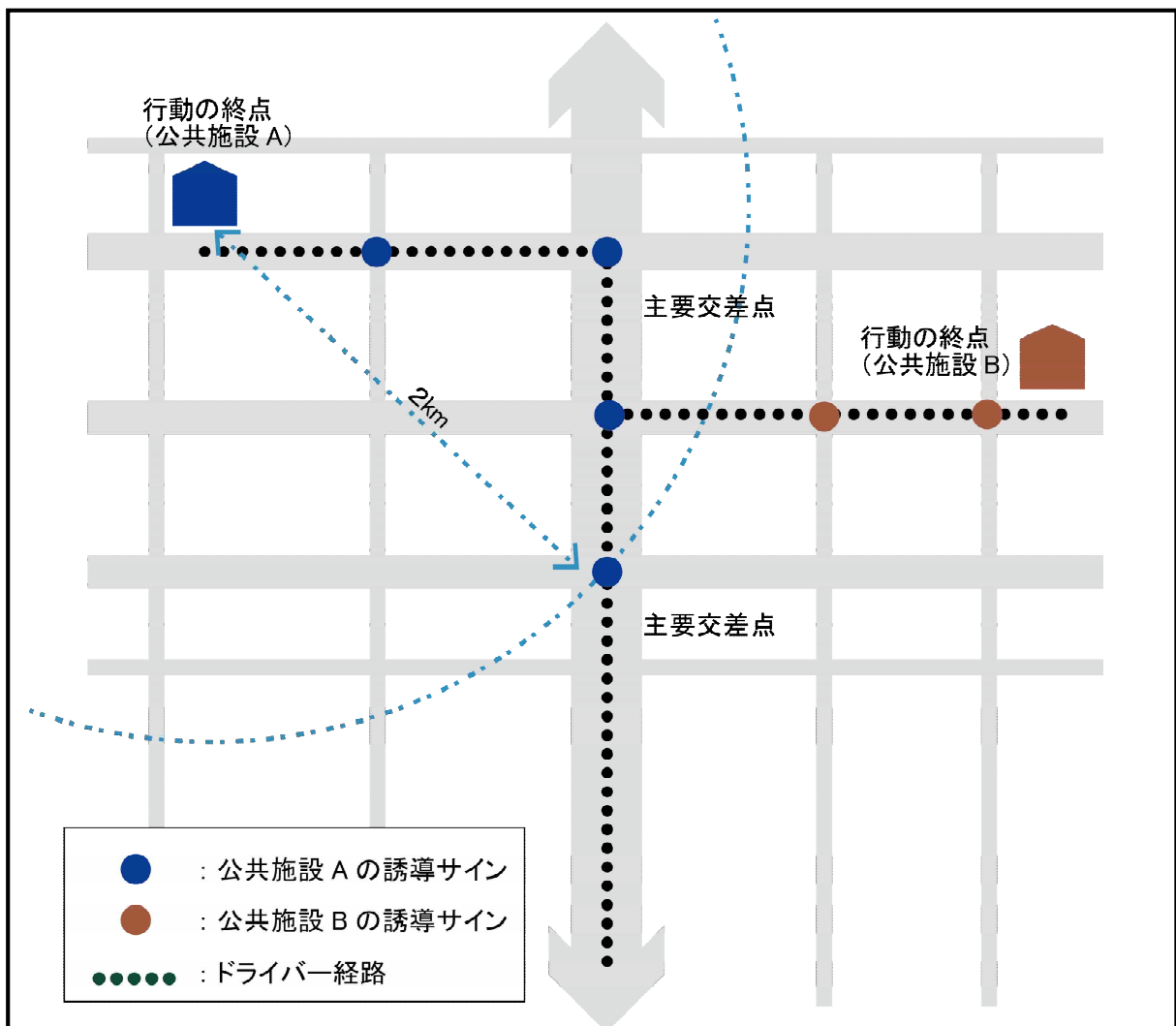
・ サインの設置位置や交差点形状によらず原則どの位置にも矢羽根を設置可能

1-2 ドライバー系サインに関する基準

(1) 配置基準

- 任意の場所を行動の起点とし、市内の主要な自動車交通路を経路とした線條配置。
- 広域幹線道路においては、原則として目的地から概ね半径2km圏内から設置し、乱立を避ける。ただし、間違えやすい分岐点がある場合など、必要に応じて2km圏外にも設置。
- 直近の交差点において進行方向を示し、ドライバーに視認しやすいものとする。
- 複数の施設が集中する地区においては、直近のものから3施設までを表示。

■ ドライバー系案内誘導の概念図



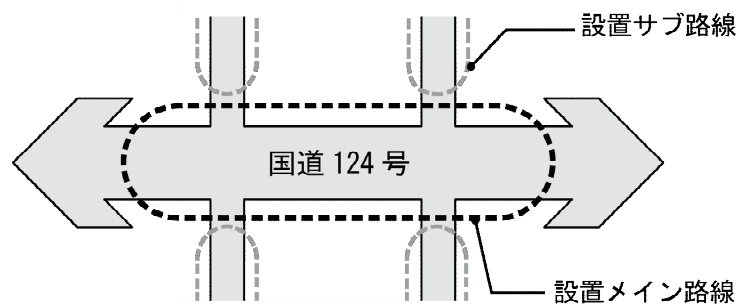
(2) 設置基準

- 国道 124 号沿道には、遠距離からの連続的な誘導が必要な施設の誘導サインを中心に、その他市街地内の幹線道路沿道には、主に地域住民を中心とした利用が多く、比較的多数の利用が見込まれる施設の誘導サインを配置。
- 表示板の設置高さ（路面から表示板の下端までの高さ）の最低限度は、5,500mm とする。
- 設置箇所にあたっては、歩行者系サインとの重複設置を避ける。
- 国道 124 号等の中央分離帯には設置しない。

■ 設置の具体例

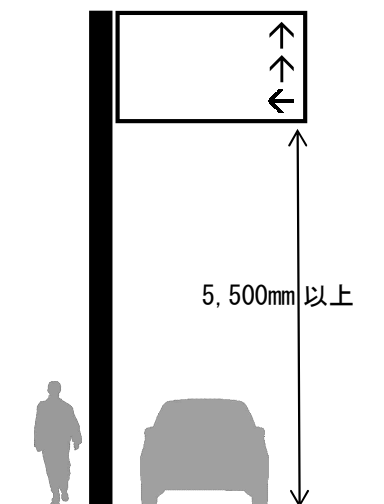
【路線ごとの設置計画】

- ・ 設置場所は、ドライバーの視認性に配慮し、路線別に設置場所及び施設を検討する。



【誘導サインの設置高】

- ・ 建築限界（道路構造令第12条）は 4.5m であるが、「道路標識設置基準」に準じて余裕高をとり、車両や歩行者の交通の安全性・円滑性に支障をきたさないようにする。

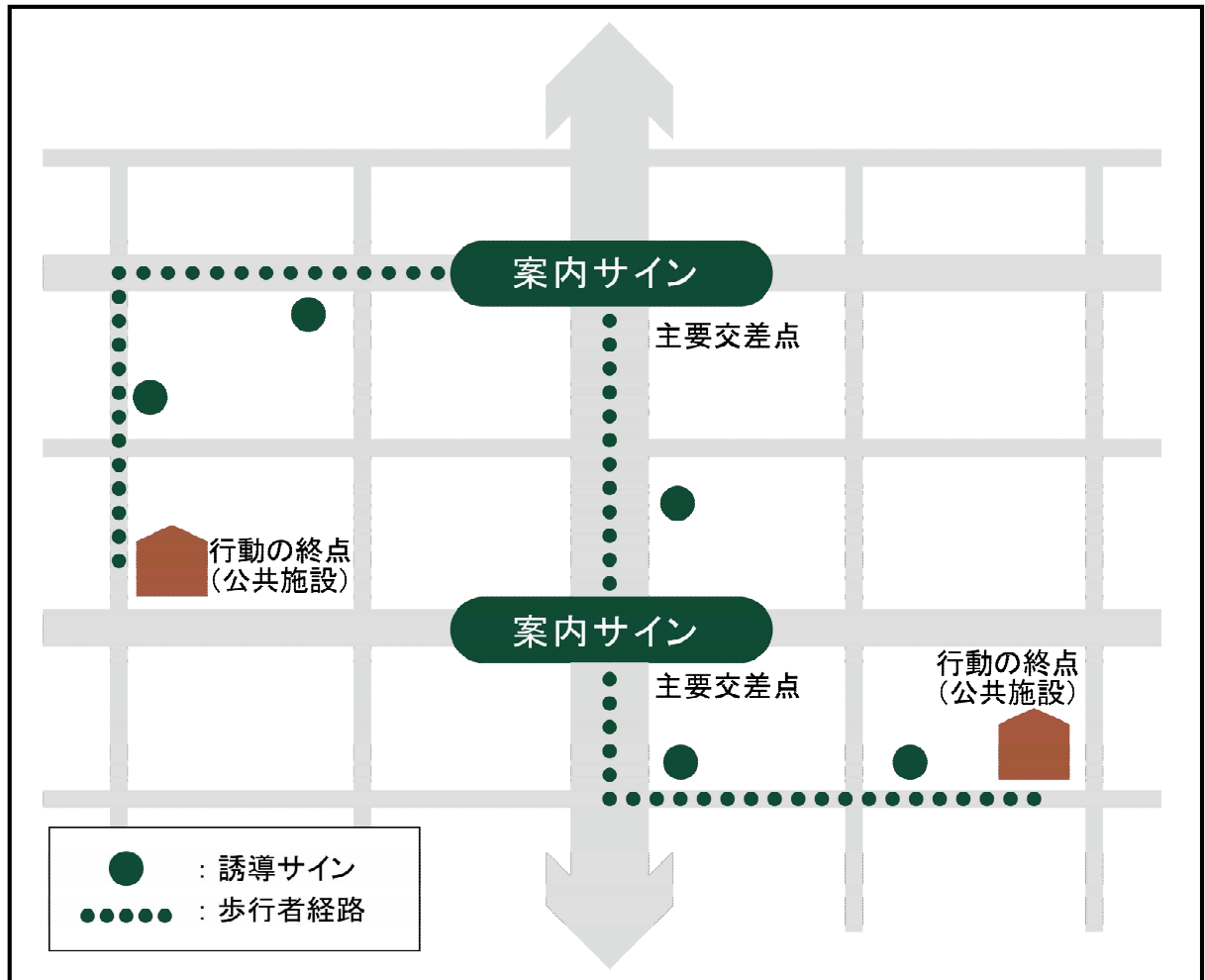


1-3 歩行者系サインに関する基準

(1) 配置基準

- 広範囲の地図による展望的な情報を提供し、目的地に近づくにつれて情報を絞り込む階層配置。
- 広域交通結節点など、徒歩による行動の起点を設定。
- 行動の起点から対象施設までの経路を特定し、設置基準に基づき連続的に誘導。
- 基本的に歩車道分離のある道路の歩道上や広場等に設置。

■ 歩行者系案内誘導の概念図



(2) 設置基準

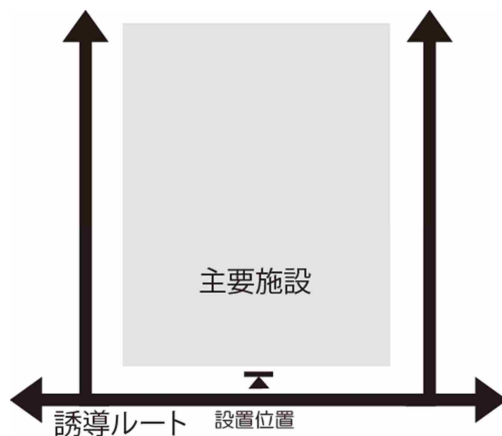
1) 案内サイン

- 原則として、広域交通結節点や公共施設など動線の結節点等に配置。
- 特に多くの人が行き通る場所においては、通行の支障とならないよう配置。
- 既設の交通標識の視認性を阻害したり、地下埋設物と干渉したりしないような設置場所を選定。
- 視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）のある歩道上に設置する場合、進行方向に対し平行に設置。

■ 設置の具体例

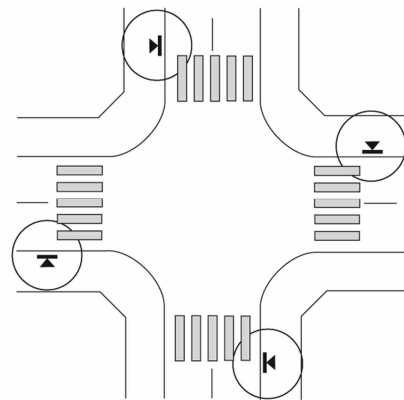
【高速バスなどの広域交通結節点に設置する場合】

- ・ 高速バスの発着所等を中心に主要公共施設や観光資源等を案内する。



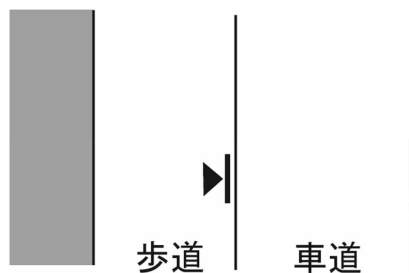
【交差点に設置する場合】

- ・ 交通の支障にならない範囲内で、できる限り交差点に近い位置に配置することが望ましい。



【歩道のある広幅員道路に設置する場合】

- ・ 歩道上の歩車道境界線寄りを基本



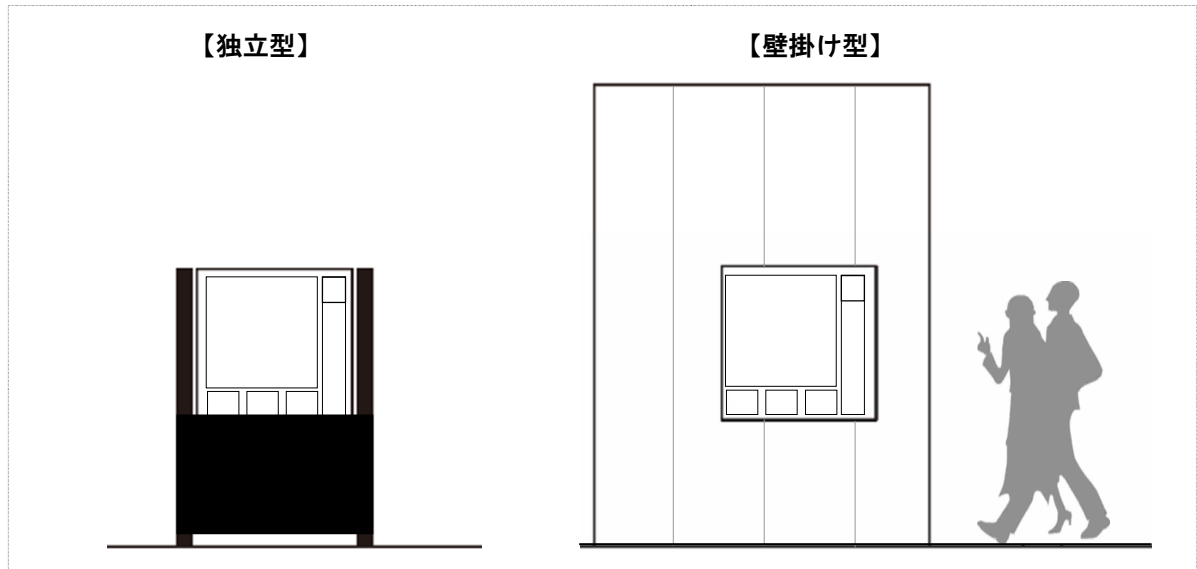
【歩道のない道路に設置する場合】

- ・ 道路の敷地境界線寄りを基本



- 原則として独立板型の施設とする。

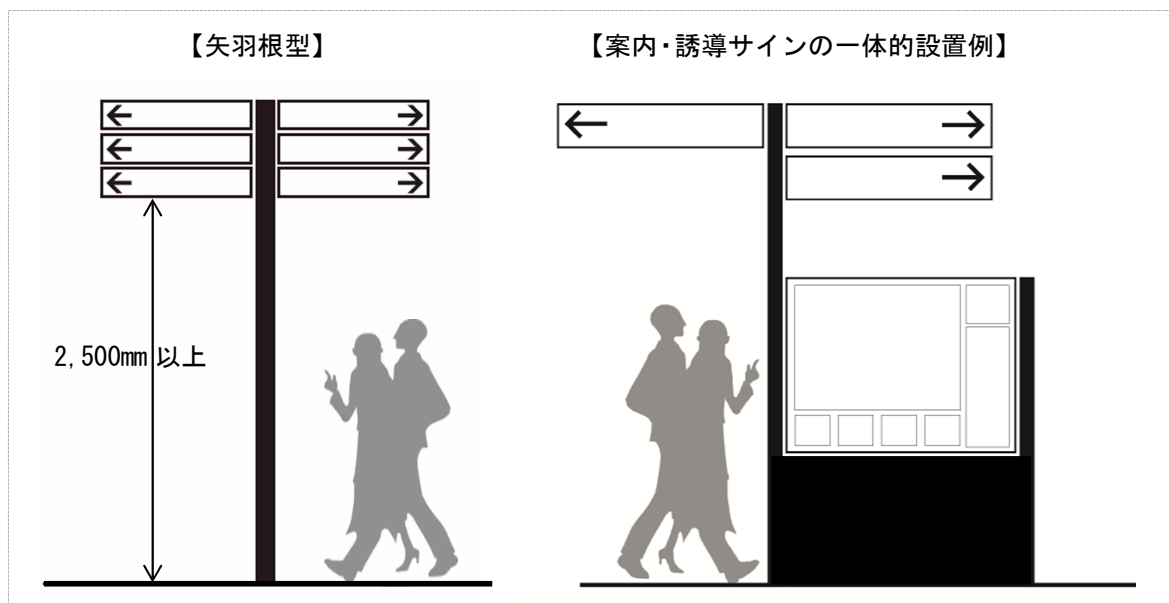
■設置のイメージ



2) 歩行者系誘導サイン

- 歩道幅員の広い場所や交差点が広い場所では、視認性の高い矢羽根型を原則とする。
- 表示板の設置高さの最低限度は、2,500mm とする。
- ドライバー系サインを優先し、重複設置を避ける。

■設置のイメージ



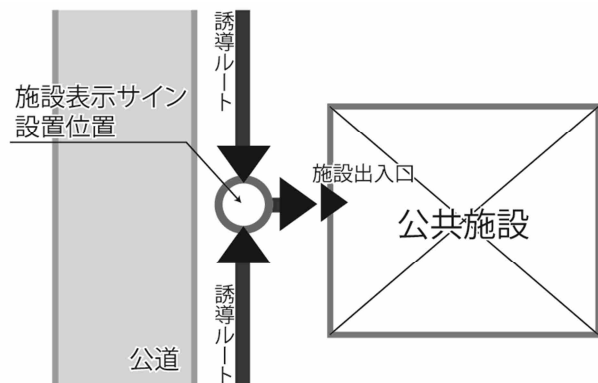
3) 位置サイン

- 誘導する公共施設の名称を当該施設敷地内に表示。
- できる限り施設の出入口に近接して配置。
- 既設の交通標識の視認性を阻害したり、地下埋設物と干渉したりしないような設置場所を選定。
- 原則、デザインは縦型とする。ただし、縦型位置サインを設置することが困難な場合は、必要に応じて建物に付帯して設置。
- 建物に付帯する横型位置サインの場合、歩行者等への安全性確保に十分配慮する。

■ 設置の具体例

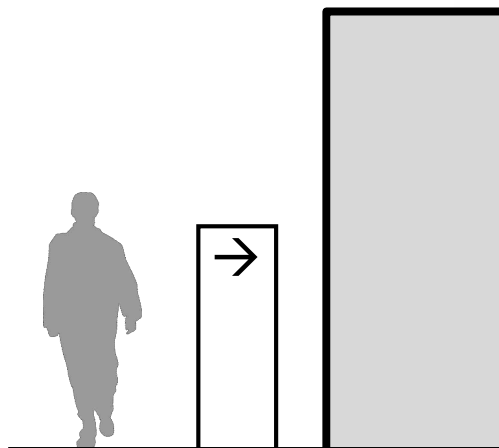
【施設の出入り口付近に配置する】

- ・ 最終目的地として施設名とともに、主要な出入口も確認できるような位置に配置する。



■ 設置のイメージ

【縦型（独立）】



横型（建物付帯）

